

10月1日憲法を学問する宍戸常寿先生に学ぶ

10/1-2「憲法を学問する」1泊2日集中ゼミです。

石川健治 蟻川恒正 宍戸常寿 木村草太 今最高の知性、樋口憲法学の継承者4人と対面で講義を受けます。一緒にいるのは中央大東大早稲田のローのメンバーたち。

「転換期の国際憲法」ウクライナ戦争の事態を受けこのテーマです。

私は宍戸さんの分科会一国際人権の普遍性をどう考えて行くか。直接適用と間接適用、国内法への効力を夫婦別姓判決から読み解く。外交の民主化としての議員内閣制、条約批准と国内法改正。

☆夫婦別姓判決で女性初の最高裁判事、宮崎裕子弁護士、行政法の権威宇賀克也弁護士が憲法24条違反の意見を書かれている事を知りました。国会与党は選択的夫婦別姓に踏み切らないと時代から取り残されます。

